

令和 8 年度千葉市女性デジタル人材育成事業業務委託 企画提案仕様書

1 件名

令和 8 年度千葉市女性デジタル人材育成事業業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 履行場所

市が指定する場所

4 事業目的

成長産業であるデジタル分野への就労に資するデジタルスキルを習得する講座を実施するとともに、市内企業とのマッチング等により就労までを一体的に支援することで、女性の所得向上や経済的自立を目指す。

5 予算上限額

4,835 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 業務概要

事業構成は次の（１）～（７）とし、かつ受注者が提出したプロポーザルの提案書等に基づき発注者と受注者と協議の上実施するものとする。

（１）基本事項

ア 対象者

次の要件を満たす女性

- （ア） 市内在住・在勤・在学の女性
- （イ） デジタル分野での就職・転職に対する意欲が高いこと。
- （ウ） 令和 8 年度中に就業に向けた活動ができる者。現在の雇用形態は不問（正規・非正規・自営・離職中・求職中等）。ただし申込多数時は非正規・求職中の者を優先とする。
- （エ） キーボードでの文字入力、マウス操作が行える程度の基本的なパソコン操作ができる者

イ 定員

10名程度。事業の費用対効果を踏まえ、最も効果的な人数を提案すること。

ウ 実施予定時期

令和8年7月～令和9年3月31日

エ 費用

原則、無料とすること。必要なソフトウェア等の費用は受講者の負担とするが、あらかじめ募集時に明示すること。

(2) 受講者の募集

ア 受講者の募集

- (ア) 募集期間中に、受講希望者や受講を検討している方向けに、プログラム内容や申込方法に関する説明会を開催すること。
- (イ) 要件を満たした対象者をより多く獲得するための効果的な手法を提案すること。
- (ウ) 対面方式の説明会を実施するにあたっては、受注者が千葉駅周辺エリア近辺の会議室などを確保し、行うものとする。

イ 受講者選考

- (ア) 受講申込数が募集人数を上回った場合、受講者を決定するために選考を行うこと。
- (イ) 受講申込数が募集人数を下回った場合、再度募集を行うことがある。
- (ウ) 選考の基準や方法（書類選考・面接などの手法および人数等）は発注者と協議の上あらかじめ定めること。

ウ 受講希望者の受付・問い合わせ

- (ア) 受講者の募集受付は、受注者が民間システム等を利用して実施すること。
- (イ) 専用のメールアドレスや電話回線を設け対応すること。

エ 広報

- (ア) 受講者の募集にあたっては、ウェブサイトやウェブ広告、SNSを活用した広報やチラシ配布等により、定員を満たすような効果的な周知を実施すること。
- (イ) 広報物の作成にあたっては、内容等について事前に発注者の承認を得ること。
- (ウ) 本業務の正式な事業名称（女性デジタル人材育成事業）とは別に、事業の趣旨・目的を端的に表現し、対象者の興味を引くような名称を設定すること。

と。

- (エ) デジタル分野の未経験者であっても、学習内容、獲得できるスキル、目指す就職先などが分かりやすい広報とすること。
- (オ) 上記イ（イ）のように再募集を行う場合は、当初募集ウェブサイトやウェブ広告、チラシ等を加工し、再募集用とすること。

(3) デジタル人材育成講座の企画・運営

ア 講座内容

- (ア) 受講者の就職につながり、就職後に実務で活かせるスキルの習得を目的とする、効果的なプログラムとすること。
- (イ) 講座テーマは、未経験者が受講後にデジタル分野に就労できる水準を目指す内容とすること。具体的には、Web・オープン系ソフトウェア開発分野（Java、Python、C#等）の基礎から簡易的な開発演習までを学ぶ講座等、情報通信業界で求人ニーズの高い領域からテーマを選定し、当該テーマを選定した背景・理由、受講により習得できる具体的スキル、そのスキルを活用した就労像等を提案書に明示すること。

イ カリキュラムの構成

- (ア) eラーニングと集合型講座を組み合わせ、必要に応じて実務に近い演習を行うこと。
- (イ) 事業の費用対効果を踏まえ、最も効果的な講座期間及び時間数を提案すること。
- (ウ) 集合型講座は、受注者が市内における主要駅周辺（例：千葉駅周辺、海浜幕張駅周辺）等、交通の利便性の良い会場を確保し、実施すること。
- (エ) 集合型講座開催日は託児サービスを無料で提供し、安全管理・個人情報保護に配慮すること。また、インターネット接続環境が必要な場合は受注者が準備すること。そのほかの必要機器は原則として受講者が各自で用意するものとする。
- (オ) 共通基礎として、DX リテラシー、ビジネスコミュニケーションなど就職に必要な講座を含めること。
- (カ) 受講者がパソコン等の実機操作を行う講座内容とすること。

ウ 受講中

- (ア) 受講者が自宅等で自主的に学習を進められるようeラーニングシステムを利用すること。
- (イ) 集合型講座は、実施後最低一か月間は、アーカイブ動画の配信などにより、受講者が復習できるような環境を整えること。

- (ウ) 受講者の学習の進捗や理解度を適切に把握するとともに、受講にあたっての相談や困りごとの解消に対応し、確実にスキルを習得できるようにきめ細かな支援に努めること。
- (エ) 受講者が確実に学習プログラムの受講を完了することができるよう、学習システムにおいては、受講者の受講意欲が向上し、離脱防止を図ることができる機能を複数備えておくようにすること。また、コミュニケーションツールの確保等、受講者が疑問や不明点を速やかに解消できるような環境を構築すること。

エ 受講後

- (ア) 習得したデジタルスキルに関する効果測定を実施し、一定水準に達した者を受講修了とし、就労支援を開始すること。

(4) 就労支援の企画・運営

- ア 次の内容を含む就職支援を実施し、委託期間中の就職につなげるために、効果的な手法、時期及び回数を提案すること。
 - ・キャリアコンサルティング
 - ・企業マッチング交流会（企業担当者と希望者の意見交換、交流の場）
- イ 就職まで個別の相談に対応できるよう、受講者との連絡手段を確保すること。
- ウ 委託期間中に就労につなげることを原則とするが、期間中に就労することが難しいと判断した場合は、受講者の希望に応じ、公共の就職支援施設や民間の人材紹介会社の利用等による求職活動につなげること。

(5) 連携企業の確保

- ア 就労支援の連携企業として、講座で習得したスキル等を活かせる職種の求人がある市内企業等を確保すること。
- イ 連携企業数は5社以上とし、具体的な企業数を設定すること。
- ウ 連携企業は就労支援の開始までに確保すること。
- エ 千葉県や国において定める人材育成や女性活躍に関する各種認証を受けている企業など、様々な取組みや特色ある活動をしている企業を積極的に開拓し、確保すること。

(6) 事業の効果検証

事業目標値は次のとおりとし、事業の効果を測定するにあたり、以下の項目を実

施すること。

ア 事業目標値

(ア) 講座修了率

目標率：全体受講者の9割以上

(イ) 進路決定者数（正規、非正規、フリーランスでの独立や起業等）

目標率：全体受講者の6割以上

イ 効果測定

(ア) アンケート調査の実施

受講者に対し、アンケート調査を実施すること。

なお、アンケート内容は発注者と協議の上、決定すること。

(イ) 就職状況等調査

受講者の就職状況（企業名、雇用形態、就職場所等）について調査すること。

委託期間中に就職できなかった受講者については、令和9年4月以降に発注者が調査できるよう、必要な情報を市に提供すること。

(7) 業務報告書等の作成

ア 月次報告書

毎月の進捗状況を翌月末まで（令和9年3月分は当月末日まで）に発注者へ報告すること。

なお、業務遂行上、必要があるときは、その都度報告し、発注者の求めに応じて報告書又は資料を提出すること。

イ 年次報告

本事業の効果測定及び分析を行い、業務の改善提案を含めた事業全体の報告書を作成し、令和9年3月31日までに発注者へ提出すること。

7 成果物

項目	形式	期日
(1)月次報告	Excel	各月の第2月曜日 ※ 祝日の場合は翌日（令和8年7月～令和9年3月） ※ 令和9年3月分は当月末日まで
(2)年次報告書		令和9年3月31日（水）
報告書	PowerPoint	
アンケート調査	PowerPoint	
業務改善提案	PowerPoint	
資料・グラフ等	Excel 等	

8 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務を効果的に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うとともに、発注者と常に必要な情報について共有がなされるよう業務体制を整えること。
- (2) 緊急を要する事案が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の管理体制についても併せて整えること。

9 委託料の支払い

委託料は「報告書」及び「委託完了届出書」を提出後、検査終了を経て、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

10 想定スケジュール

想定スケジュールは以下の通りだが、受注者の提案書に基づき発注者と受注者と協議の上決定するものとする。

令和 8 年	
6 月中旬	契約締結
7 月～8 月中旬	受講者募集
8 月下旬	受講者選考
9～12 月	学習プログラム実施
12 月～	個別キャリア面談開始
12 月～	就労支援開始
令和 9 年	
2 月下旬	年次報告書（第一校）提出、校正
3 月 31 日	年次報告書確定版提出
3 月 31 日	委託完了届提出

11 情報セキュリティ

- (1) 本業務契約書に記載の個人情報取扱特記事項を遵守すること
- (2) 本業務で取扱う個人情報等については、千葉市情報セキュリティ対策基本方針、千葉市情報セキュリティ対策基準及び実施手順（以下「情報セキュリティ規定」という）に準じた取扱いをしなければならない
- (3) 発注者から情報セキュリティ規定の提示を受けたときは、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする
- (4) 受注者は、本調達に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、情報セキュリティ規定をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、必要な事項を十分周知しなければならない
- (5) 業務上知り得た本市（関係機関を含む）が保有する非公開のものとして管理する一切の個人情報及び機密情報（以下「秘密情報」という。）を秘密扱いとし、厳にその秘密を保持すること
- (6) 秘密情報は、業務に従事する期間又は従事しないこととなった日以降（退職後も含む）においても、第三者に漏らし、発表・公開しないこと

- (7) 受注者は、本業務で使用した個人情報記録・記載されたデータ・紙等の全てを、本業務終了後、適切な方法で速やかに消去・廃棄すること

12 その他

- (1) 作成物については、案をあらかじめ発注者に提示し了承を得た上で制作すること
- (2) 本業務による作成物の権利は、発注者に帰属する
- (3) 説明会、対面講座、企業マッチング交流会の開催の際は、実施場所に必ず管理運営に携わる主たる担当者又は業務責任者を配置すること
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書の解釈に疑義が生じた場合については、発注者と受注者で協議の上、別途定める